

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和7年11月28日(金)

午前10時04分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(14名)

議長	三村孝信君	副議長	加藤木直君
	高橋裕子君		藤咲芙美子君
	金長秀範君		片岡藏之君
	綿引静男君		関誠一郎君
	飯村栄君		阿久津則男君
	桜井和子君		鯉淵秀雄君
	猿田正純君		小坪孝君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副町	長	藤田	悟史
教	育	添田	智
まちづくり	戦略課	園部	繁
総務	課	大津	好男
町民	課	羽部	理恵
財務	課	雨宮	忠芳
税務	課	佐藤	宰
国保	年金課	富江	一也
長寿	応援課	稲川	弘美
健康	福祉課	飯村	正則
農業	政策課	興野	隆喜
都市	建設課	加藤	孝行
上下	水道課	江幡	守仁
会計	課長(会計管理者)	所	克実
農業	委員会事務局	山崎	栄一

教育委員会事務局長 廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	興 野 友 宣
主 任 書 記	藤 田 真 紀
書 記	鷺 翔 瑛

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和7年第3回城里町議会定例会提案事項について
(別紙 議会定例会議事日程)
- 5 閉 会

午前10時04分開会

開 会

○議長（三村孝信君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会は、来たる12月2日に招集されます令和7年第4回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議いただくものであります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。

全員出席であります。

町長挨拶

○議長（三村孝信君） ここで、町長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和7年第4回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、議案19件、報告4件についてご説明申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

協議案件

○議長（三村孝信君） これより会議に入ります。

ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上で、着座にてご質問ください。

執行部におきましても、答弁は着座で結構です。

また、質問の回数は制限しませんが、簡潔に重複質問のないようお願いいたします。

それでは、議案第58号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第58号の概要についてご説明いたします。

議案第58号 城里町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。犯罪被害者等基本法の主旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、支援についての基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減に向けた取組の推進を図ることを目的に条例を制定するものです。

詳細につきましては、議案第58号、2ページから3ページの条文をご覧ください。

以上、議案第58号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第58号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） まず、質疑に対して質問出したんですけれども、まだ回答が戻ってきていないので、これは多分回答されているのではないかと思います。これについては回答を待ってみたいと思います。

それと、この犯罪者の被害支援条例について少し目を通させていただいたんですが、2ページの4条とか、それからあと3ページのいろいろな7条か8条、9条とあるんですが、適切という言葉がちょっといろいろ出てきたりとか、非常に曖昧な言葉が非常に多く感じられました。ですので、できればもう少し厳格な、何ていうかな、具体的に出してもらえといいのかなというのを感じました。

第3条の基本理念についてなんですが、第3条、これ配慮して行わなければならないということなんですが、多分これ尊厳にふさわしい処遇を保障された権利を有するものではないかなと思うんですが、非常に曖昧で、何かよく分かりにくいというのがありますが、これは単なる担当課に言って、担当課で直接対応したほうがよろしいんでしょうか。ここで一々言っているのもちょっと問題かななんて思ったんですが、どうなんでしょう、議長、お伺いします。

○議長（三村孝信君） 今、担当課のほうで質問等に対して準備をしているそうなので、藤咲議員のほうで担当課のほうへ行って、確認していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

じゃ、今、この中でのことはいいと思いますけれども、じゃ、クエスチョンの1番から4番までは回答いただいているんでしょうか。いただいているのであれば、お願いしたいんですが。

○議長（三村孝信君） 町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） ご質問にお答えいたします。

議案第58号について、ご質問4点ほどいただいております。

まず、目的についてなんですが、犯罪被害者支援基本法の目的と合致しておりますかという内容でしたが、第1条にございますとおり、犯罪被害者支援条例の目的につきましては、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づいて制定しております。

あわせて、2番のご質問いただいているのが、民間支援団体の支援に関するものとありますが、どのような支援団体ですかということなんですが、こちら公益社団法人いばらき被害者支援センターという民間団体が設立されておまして、今後、事案が発生した場合には、こちらのほうと連携して進めさせていただく予定であります。

続きまして、支援に係る体制の充実というものはどのようなものかというご質問なんですが、こちらにつきましては県、警察、町、被害者支援センター、先ほど申し上げました被害者支援センターと、途切れない支援を提供するためのワンストップサービスの体制づくりですね、こちらのほうを構築する予定でございます。

続きまして、支援の重要性についてどのように理解を深めるのかということですが、現在、被害者支援のほうですね、こちらにつきましては支援の必要性ですとかそういったことに関してホームページですとか、広報紙等で広報や啓発を行ってまいります。

以上となります。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

具体的にまだまだ私も読み込んでいないものですから、そこら辺のところを少しずつ参照しながら見たいと思います。

町民課のほうで、これを検討してもらっていると思うんですが、子供たちのストーカーとかそういうその被害、いろいろ肉体的、精神的、社会的被害とかというのがあろうと思うんですけども、そういう子供たちの今のネット社会、多分今、少年非行とかいろいろ子供の性非行とか、いろいろ目立ってきているんだと思うんですが、そういう子供たちの被害ということに対しては改めて何か考えがあるんでしょうか。それともこの中に対応できるものなんでしょうか。ちょっと心配しています。もしそこら辺のところをお答えいただければいいかなと思っています。

○議長（三村孝信君） 町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） ご質問にお答えいたします。

性暴力の被害者サポートネットワークですとか、そういったものの構築も県のほうでされております。今回のその犯罪被害者等支援条例に関しましては、実際に犯罪が起こった後の具体的な支援の方法になっておりますので、こちらに関しましては、防犯等の啓発も含め、今後広報していきたいと存じます。

以上となります。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということは、今ネットとか、それからサイバー攻撃とか、そ

ういうものがいろいろあると思うんですけども、そのネットの中での攻撃とかそういうものも含まれるということなんですか。犯罪ですよ、一応ね。そういうのも含まれるんでしょうか。

○議長（三村孝信君） 藤咲さん、これ条例の審議なんで、具体的な犯罪ということよりは、包括的な条例ですので、質問の主旨をちょっと変えていただければと思いますが。

今の質問で大丈夫、答えられますか。

じゃ、町民課長のほうから答弁。

町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） ご質問にお答えいたします。

今回の犯罪被害者等支援条例につきましては、先ほど議長のほうからもお話しありましたとおり、犯罪全体に関しての条例をまず被害者のほうの支援をしていくという形で定めさせていただく条例でありますので、具体的なその犯罪に関しましては、実際に事案が発生した後の条例となりますので、今後、改めてそういった犯罪が起きた後に条例を制定したその見舞金ですとか、報告に入っているんですが、そういった見舞金ですとか、そういった具体的な犯罪が起きてからという形になるかと思えます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。じゃ、後でお伺いいたしますのでよろしくをお願いします。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第59号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第59号の概要についてご説明いたします。

議案第59号 上入野地区農業集落排水処理施設の公共下水道への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。令和8年4月に、上入野地区農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道に統合することに伴い、関係条例について所要の整理を行うものです。

詳細につきましては、議案第59号、説明資料1ページから6ページの新旧対照表をご覧ください。

以上、議案第59号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第59号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは私またこれ質問出したものなんですけれども、1から3番まで。上入野地区の全住民が統合されるのかということと、下水道統合に全住民が賛同

しているのか。それからこのような大事な工事には住民への説明も必要なのではないかと思ひます。単なる条例の制定で終わらせてはならないのではないかと思ひますが、その辺のところをお答えいただければ、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） 上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 事前に議案第59号に関して質問いただいております。3つの質問、上入野地区の全住民が統合されるのか。統合に全住民賛同しているのか。住民の説明が必要なのではないかといったお話なんです、お答えさせていただきます。

現在、上入野農業集落排水に加入し、利用されている方全員が対象となる内容になってございます。

公共下水道への統合につきましては、処理施設の老朽化を契機に、利用者で構成される農業集落排水処理施設維持管理組合に説明を行ってきまして、承諾を得て進めてきたところでございます。

なお、統合後も現在の利用者の方の個別排水処理方法や使用料については、変更が生じるものではございません。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

この下水道の制定なんです、なかなか自分はもう長いことないし、やってもしょうがないからやらなくていいわ、お金もかかるしというような感じの人たちというのはいらっしゃるのでしょうか。全部了解されたのかな。

○議長（三村孝信君） 上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） すみません、うまく答えられればいいんですけども、既に整備加入されている方々の切替え処理施設を公共下水道のほうへ切り替えるという内容になってございます。使用料についても全く金額等は変わるわけではございませんので、影響は特にないかと考えております。そういったことでよろしかったですかね。

○8番（藤咲芙美子君） なるほどね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第60号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第60号の概要についてご説明いたします。

議案第60号 城里町道の駅かつらの設置及び管理に関する条例の制定についてであります、道の駅かつらの移転整備に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例を制定するものです。

詳細につきましては、議案第60号、2ページから4ページの条文をご覧ください。

以上、議案第60号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第60号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 設置管理条例の制定なので、ちょっとこれ、この質問合うかどうか分からないんですけれども、これについても1番から5番まで質問をしています。ちょっと一つ一つお聞きしたんですけれども、駐車場は建屋と並行してどのぐらいの広さになるのか。

それからあと、第3条のそのトイレの件なんですけれども、トイレの数は男女それぞれ幾つぐらいあるのか、同じ数なのか、ちょっと数が女性がもっと多くしてほしいという思いはあるんですけれども、そこら辺のところをちょっと少し回答いただきたいと思います。

それから、建屋の下にある駐車場から建屋に上がる坂については、非常に階段で上がってくるということをやっぱりこのままでいいのかどうかということ。スロープになっているところは、本当に下りだけでいいのかどうかというようなこととか、そこら辺のところを少し、もう少し詳細に説明できればいいかなと思っています。

それから、5番目、一般の駐車場や広場の利用の料金を取るのかなというのをちょっと感じました。この料金を取るというのはどこで何をどのように取るのか、もし分かれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員からのご質問にお答えいたします。

まず、本議案に関連する料金関係のご質問の中で、一般駐車場や広場の利用の料金を取るのかということですが、一般の方が使う駐車場や広場については、料金は無料ということにしております。

また、広場等につきましては、第2期工事等におきましてキャンプ場を計画しております。キャンプ場等につきましては、有料ということを現時点では想定をしているところでございます。そのほか、あと4つほどご質問をいただきましたが、本条例とは直接関係のない整備に関することになりますので、後ほどまちづくり戦略課のほうで個別にお答えをさせていただきたいと思いますので、ご了承願います。

○8番（藤咲芙美子君） 結構です。分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今、課長が流用というような形でやりたいと、流用と言わなかったですか。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 言っていないんですが。

○11番（関 誠一郎君） 言っていない、じゃ、結構です。いいです、ごめんなさい。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それでは、まず年会費及び利用料ということで、これ別表に載っておりますけれども、まず、登録会員は販売額の15%を利用料金として取ると。登録会員以外の方は、指定管理者との個別契約によるということで、利用料金が書かれているんですけれども、例えばこの登録会員以外というのは現在で言うかどうか。

それとこの利用料は、登録会員以外の利用料は、指定管理者との個別契約ということなんですけれども、現在はこういった形でこれをなされているのか。例えば、25%とかというふうになっているのかなというふうには思うんですけれども、そのときそのときでこれを指定管理者との契約によるということになると、どういうことが基本的な考えとしてあって、利用料金、パーセンテージを決めるのかというのが、ちょっと不透明なので、この辺の所を課長にお伺いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 加藤木議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の今ご質問をいただいた件につきましては、現在の特産品直売センターかつらの条例に基づくものをそのまま踏襲をしているということでございます。

ご質問の中の登録会員以外の者というものにつきましては、物販等で仕入れて販売をするようなものにつきまして想定をしているということで、現在、運用しているものをそのまま引き継ぐということでございます。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、指定管理者の代表として……

○議長（三村孝信君） 着座で結構です。

○町長（上遠野 修君） ちょっと補足をさせていただきます。

この利用料の条例については、現在の旧道の駅かつらの条例をそのまま条文を引き継いでおるところでございますが、運用の実態としては、現在、会員以外の業者さんからの仕入れについては、30%程度の手数料をいただいております。正直言って15%の手数料ではかなり経営が苦しゅうございまして、価格自由に個別契約で手数料が取ることができる加工品、土産品等によって、高い手数料を取ることによって経営を成り立たせている実態がございまして。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 現在30%ということなんですけれども、例えば、これ一律30にするのか、でも、この条文の中では指定管理者との個別契約によるということですので、ある程度5%、10%の差はA業者、B業者、C業者とある場合に差はつく部分もあろうか

と思うんですね。こういうときの基準になるものというのは、どういう基準をつくられているのかというのを知りたいんです。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 基本的には、業者と今の店長との間で交渉により様々な手数料が決められていると思うんですが、基本的には30%でそろえていると。例えば、お弁当とか売れなくて、値引きして最後販売したりすると、結果として手数料が30%も取っていない形になってしまうこともあるかとは思いますが、そのあたりは条例等で縛るのではなくて、ある程度店長の裁量に委ねることが経営上、正しいのではないかというふうに思っております。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

その都度その都度、こういう場合には、じゃ、20ですよ、こういう場合には30ですよというものは、ちゃんと書かれていないと、非常に事務的には煩雑なんじゃないかなというふうに思うんですね。そのいい例が、ホロルなんかの利用料金、これ非常にいろんな4時以降とか何時以降とか、それから町内、町外というのがありますよね。土日、平日とは土日でも違うと。こういうものをある程度簡素化するというか、誰もが分かるようなパーセンテージにしておかないと、ちょっとそのときそのときで利用料が変わってくると。おかしいですか。

だから、何かちゃんと決められたものがないと、ちょっとこっちの業者はいつもお世話になっているからとかと、やっぱりそれはちょっとまずいかなというふうに思うんだよね。ですから、もっと簡素化できるような、誰でも、ああ、そうだよと分かるような利用料金にさせていただいたほうがよろしいのではないかなと。もう変な疑いはされないように公明正大にやってくださいよ。

以上。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 城里町の住民である農家の方については15%というふうではっきりと明記をしまして、あとは町外の業者さんの部分なんですが、基本的に30%ということで、ホームページ等で明示をしていきたいというふうに思っております。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第61号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第61号の概要についてご説明いたします。

議案第61号 城里町カスタマーハラスメント防止条例の制定についてであります。カスタマーハラスメントの防止に関し基本理念を定め、町、顧客等、事業者及び就業者の役割を明らかにし、カスタマーハラスメントの防止のための施策の基本となる事項を定めることにより、全ての町民が豊かで充実した生活を営むことができるようにするとともに、町経済の健全な発展に資するため、条例を制定するものです。

詳細につきましては、議案第61号、2ページから3ページの条文をご覧ください。

以上、議案第61号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第61号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） このカスタマーハラスメントについてもお聞きしています。1番から3番までお聞きしているんですけども、カスハラで問題が起きているのは、何回ぐらいあるのかとか、どのような内容なのか、内容でカスタマーハラスメントと言っているのか。カスハラという言葉、言語をどういう基準でやるのか、それがちょっと分かんないので教えてください。

それから、事業者及び就業者への啓発、情報提供、必要な支援を行うとあるんですけども、その必要な支援というのは、具体的に何か決まっているのであれば教えていただければと思うんですが、お願いします。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） この条例に関してですが、今回、飯村議員のほうから一般質問の通告を受けている内容と重複しているので、協議のほうをお願いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） ここで飯村議員、飯村議員の一般質問の内容と重複するような内容になるんですが、この場で答弁してもよろしいですか。

○4番（飯村 栄君） 一般質問でやりたいと思いますので。

○議長（三村孝信君） 藤咲議員、飯村議員が一般質問で出しておりますので、その場で答弁を、回答を聞いて、その後、また質問があれば担当課へお願いしたいというふうに考えますが、いかがですか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 確かに、そういうダブリ、重複というのは、大きな問題なのかもしれないですけども、私の聞きたいことと飯村議員さんの聞きたいことと同じ内容かといったら、これまでもそういうことがあったんですよ。でも、私の聞きたいことはそういうことじゃないんだというようなことはあるときがあったんですね。ですので、できれば私の疑問に、質問に答えていただきたいなというところなんですけど、駄目なんでしょうか。

○議長（三村孝信君） じゃ、ダブらない程度に答弁してはいかがですか。

○8番（藤咲芙美子君） それも難しい。

○議長（三村孝信君） いや、これ答弁者がダブっていると言っているんで重複はあるんですよ。

○8番（藤咲芙美子君） なるほどね。

○議長（三村孝信君） だから、その辺は席も近いことだし……

○8番（藤咲芙美子君） それとこれ関係ありませんから。

○議長（三村孝信君） 8番議員と4番議員で……

○8番（藤咲芙美子君） 関係ありません。

○議長（三村孝信君） ああ、そうですか。関係ないそうですので。

じゃ、9番片岡議運委員長。

○議会運営委員会委員長（片岡藏之君） 一般質問を通告してありますので、それを優先的にやらせてもらってはいかがでしょうか。それで、一般質問が終わった後、自分で分からないことは執行部に行って、お伺いすると。それじゃないと一般質問した人の、通告した人の内容が、内容というかその気持ちが薄れてしまうと思うのでそういった形で議事を進行していただきたいと思います。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲さん、それでよろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） 議運の委員長がそう言うのであれば、仕方ないですね。

○議長（三村孝信君） それでは、一般質問の中で4番飯村議員が質問するというものですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第62号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第62号 城里町公の施設における指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めます。

1、公の施設の名称、城里町健康増進施設ホロルの湯。城里町総合野外活動センター（2施設）として、城里町家族旅行村藤井川ダムふれあいの里、グリーン桂うぐいすの里、城里町七会町民センター。

2として、指定管理者、城里町大字上入野4384番地、一般財団法人城里町開発公社、代表理事、上遠野 修。

指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。

城里町公の施設における指定管理者の指定につきましては、指定管理者候補者選定委員会の委員による慎重な審査の結果、適正な能力を有する団体として選定されています。

以上、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第62号に対するご質問をお受けいたします。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 私もこの開発公社に関しては、理事もやったことがあるんですけども、一番問題なのはうぐいすの里なんですよ。年間800万も除草費かかって、収入が20万、30万しかない。あのときも私はこのことは強く言ったんですよ。方向的に将来どう考えるんだと。いうことを言ったにもかかわらず、また同じようなことが出ている。全く反省していないですよ。これどのように考えていますか。800万もかけて20万か30万しか利益ない、どのように考えていますか。町長じゃない、担当者から聞きたい。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいま関議員からのご質問にお答えいたします。

ただいまご質問いただいた内容につきましては、今回の指定管理者指定の審査の場におきましても、指定の審査とまた別の件でやはり同じようなご指摘をいただいたところでございます。

今回、うぐいすの里の今後の利用ということにつきましても、一般質問での質問もございましたので、その中でお答えさせていただければと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（三村孝信君） 何か補足しますか。ちょっと待ってくださいね。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） グリーンうぐいすの里については、利用率が低いという問題は重々深く問題として認識をしております。そのため今年の6月議会におきまして、指定管理ほかは5年間の指定管理を要求しましたが、うぐいすだけは1年間だけの指定管理料のお願いを6月議会を出しまして、可決をいただいているところでございます。

ですので、今回の指定管理者の指定において、うぐいすだけは指定管理期間が1年間というふうになっております。ほかは5年間の指定管理なんです、うぐいすにつきましては、ここだけは1年の指定期間ということで……

指定管理料が1年というふうになっておりますので、基本的には来年度までにこのままやるのかどうかということをしかりと方向性を定めたいと。1年間考える期間をいただきたいということで、6月の議会をお願いをして、今回公募をしているというところでございます。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） うぐいすの里だけじゃなくて、ホロルの湯に関してもキャンプ場にしても、もう少し結局営業という立場の経営努力が全くできていない。やはりああいうところに遊びに行きたい、お風呂に入りに行きたい、その一つのアイデアがやっぱり全く例年どおりやっている状態で絶対これは伸びない。これは責任は町長だからね。理事

長としてどうやったら伸びるか、そのことを全く考えていない。一般会計からお金来ればいいんだ、そういう問題じゃないですよ。もう少し、町長に経営努力と言っても無理かもしれないけれども、一般の、こういう経営をしている方の人材を入れて、経営努力をしてほしいなど。仮にうぐいすの里の問題で、この800万の金をもっと町民のために有効に使えたらこれほどいいことはないと思う。早急に対応をお願いして、答弁は結構です。

○議長（三村孝信君） 開発公社の一般質問が3人ほど提出しておりますので、その場でまた質問等をお願いしたいと思います。

ほかに質問はございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 一般質問でも開発公社関係で私もやるんですけども、そのときでもよろしいかなとは思ったんですけども、これ指定管理は、これ分割をすることというのは考えたことはないんですか。例えば、ホロル、それからふれあい、その他とかというふうに、これを2つに分けるとか、3つに分けるとかというような分割での指定管理というのは考えたことがないのかどうか、課長どうですか。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 今回の指定管理の募集につきまして、ただいま加藤木議員よりご質問のあった件ですが、ホロルの湯、そしてキャンプ場、ふれあいの里、そして町民センター等各種事業は関連をしているということがございまして、3施設につきまして一体の管理をとということが有効ではないかということで、今回も現在と同様に一体として公募をいたしたというところでございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） でも、これ分割で出したほうが、何か応募される方というのは多分多いと思うんですよ、そのほうが。競争率も高くなるし、ましてはそのほうが有効な施設の利用ができるんじゃないかなというふうには考えているんですけども、ぜひこういったことも考えていただきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回については、公募の在り方、そういったことも含めて選考審査会でご議論いただいて、その上で公募を行って決定まで行ったという経緯がありますんで、今回の公募について今からやり直すというのはちょっと現実的に難しいと思いますが、次回に向けてそういったことも考えてみたいというふうに思います。

先ほど課長からもありましたが、例えば、ホロルの湯の収入のうち、かなり部分がふれあいの里から特に土日の割引が利かないビジターの料金というのが、すごく大きな収入になっているんですが、これはふれあいの里のお客さんがホロルに来ることでもたらされていると。

一方で、ふれあいの里からするとお風呂がない施設だと集客が難しいんですが、ホロル

の湯が存在することで温泉にも入れるということで、キャンプ場にお客さんが来るということで、お互いいろんな人員の行き来もあるし、スタッフもお互い行き来があるし、お客さんも行き来があるし、仕入れとかそういったものでも関連があって、なかなか例えばホロルの湯とふれあいの里をばさっと切り離して、それぞれの経営がうまくいくかということ、なかなか逆に不効率になっちゃう面もあるのかなと。あるいは、ふれあいの里は、もうかるからやりたい人は多いけれども、赤字の体質のホロルは誰もやりたい人がいないということで、もうかるところ、おいしいところだけ民間に取られて、赤字は全部公共部門がつけさせられるとかということ、民間をもうけさせるために公費負担が増えちゃうとか、そういったこともホロルとふれあいの間で分けると、今は一緒になっているからふれあいのもうけがホロルに入って、全体としての赤字補填が少なくて済むんですけども、ふれあいだけ切り離されて利益を全部民間に持っていかれちゃうと、ホロルの赤字はもっと大きくなって、余計税金投入が増えちゃうんじゃないかとか、そういった可能性もあるのかなと。両方合わせて民間でやってくれる人がいれば、ありがたいと思うんですが。

あとは、うぐいすの里については、確かにもう私も1年間だけでしたので、そろそろ切り離すことも考えなきゃいけないというふうに考えて、今回1年だけにしました。

それから、七会町民センターについては、いつもいつもバーベキューがあるわけではないんですが、ホーリーホックの後援会とか、トヨペットとか、幾つかの大きなお客さんを抱えてまして、100人以上のバーベキューの注文が年何回かアツマーレも入るんですが、そういうときにふれあいの里と共同でやっているの、大規模なお客さんが来ても、ふれあいからこの応援が来て、受注ができるんですけども……

○議長（三村孝信君） 町長、答弁を短くしてください。

○町長（上遠野 修君） すみません、これ七会町民センターを切り離したら、そういう大規模なお客さんをお断りしなきゃいけないようになってしまうんじゃないかというのもありまして、そういった理由もあって今回はセットでということになっているんですが、貴重なご指摘をいただきましたので、また一般質問もありますので、そういった中で議論を深めていただけたらというふうに思っております。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第63号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第63号 令和7年度城里町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,823万8,000円を追加し、補正後

の予算総額を歳入歳出それぞれ139億7,385万5,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正であります。

第3条、地方債の補正であります。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金であります。既定額に12万5,000円を追加するもので、交付決定によるものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に1,704万4,000円を追加するもので、自立支援給付費負担金の増によるものです。

2項国庫補助金であります。既定額に17万6,000円を追加するもので、個人番号カード交付事務費補助金等の増によるものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額に721万6,000円を追加するもので、自立支援給付費負担金等の増によるものです。

2項県補助金であります。既定額に1,284万4,000円を追加するもので、医療福祉費医療費補助金、農地集積協力金等の増によるものです。

18款財産収入、1項財産運用収入であります。既定額に137万6,000円を追加するもので、各種基金運用利子の増によるものです。

19款寄附金、1項寄附金であります。既定額に7万1,000円を追加するもので、教育寄附金の増によるものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に5,942万9,000円を追加するもので、財政調整基金繰入金の増によるものです。

22款諸収入、2項預金利子であります。既定額に66万5,000円を追加するもので、普通預金利子の増によるものです。

5項雑入であります。既定額に2,229万2,000円を追加するもので、後期高齢医療療養給付費負担金過年度精算金等の増によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額に2,700万円を追加するもので、合併特例事業債、脱炭素化推進事業債の増によるものです。

続きまして、歳出であります。

1款議会費、1項議会費であります。既定額に7万円を追加するもので、主なものは印刷製本費の増によるものです。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に393万1,000円を追加するもので、主なものは人件費、基金利子積立金等の増によるものです。

2項徴税费であります。既定額に540万3,000円を追加するもので、通信運搬費及び過誤納還付金の増によるものです。

3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額に16万7,000円を追加するもので、主なものは個人番号カード交付事務用機械器具費購入の増によるものです。

4 項選挙費であります。既定額に13万2,000円を追加するもので、主なものは移動投票所用バス借り上げ料の増によるものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額に5,260万7,000円を追加するもので、主なものは自立支援給付費、医療費現物分、国庫負担金返還金及び後期高齢医療特別会計繰出金等の増によるものです。

2 項児童福祉費であります。既定額に1,579万2,000円を追加するもので、主なものは国庫補助金及び負担金返還金等の増によるものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額に304万7,000円を追加するもので、主なものは人件費、国庫補助金返還金及び負担金返還金の増によるものです。

2 項清掃費であります。既定額に32万3,000円を追加するもので、主なものはごみ集じん箱購入費等の増によるものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額に1,207万円を追加するもので、主なものは農地集積協力金及び農業施設補修工事費等の増によるものです。

2 項林業費であります。既定額に4万1,000円を追加するもので、森林環境譲与税基金利子の増によるものです。

6 款商工費、1 項商工費であります。既定額に1,198万9,000円を追加するもので、主なものは人件費及びホロルの湯用備品購入費等の増によるものです。

7 款土木費、2 項道路橋梁費であります。既定額に2,641万7,000円を追加するもので、主なものは維持補修及び改良工事請負費等の増によるものです。

4 項都市計画費であります。既定額に538万9,000円を追加するもので、下水道事業会計補助及び出資金の増によるものです。

5 項住宅費であります。既定額に70万円を追加するもので、人件費の増によるものです。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。既定額に8万9,000円を追加するもので、主なものは各種基金利子の利子積立金の増によるものです。

2 項小学校費であります。既定額に184万1,000円を追加するもので、主なものは修繕工事請負費等の増によるものです。

3 項中学校費であります。既定額に2万8,000円を追加するもので、主なものは人件費の増によるものです。

4 項社会教育費であります。既定額から76万8,000円を減額するもので、主なものは図書館改修工事の増及び地域おこし協力隊事業の減等によるものです。

5 項保健体育費であります。既定額に897万円を追加するもので、給食センターLED化工事及び賄い材料費等の増によるものです。

5 ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正であります。

翌年度以降に支出することが見込まれる経費について、債務負担行為を設定するもので、期間及び限度額を見込んで5ページ、6ページにお示しするものであります。

7 ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。変更につきましては、合併特例事業債及び脱炭素化推進事業債の増額補正をするものです。

以上が議案第63号 令和7年度城里町一般会計補正予算（第4号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、8ページから23ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第63号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ここは9個についての質問をしているんですけども、ちょっとあえて一つ一つやっていきたいと思えます。9個全部やるわけではありません。

まず、債務負担行為について、しろさとPR動画映画館の放映というようなことがありますけれども、これというのは詳細な説明をお願いしたいと思えます。どういうところと契約をして、どのようになっているのか、その結果どうなのか、もし分かればお願いしたいと思えます。

それからあと、指定袋ごみ処理券の取扱い、この特にごみ処理券の取扱いなんです、利用状況はどのようになっていますでしょうか。

それから、環境センター使用薬品2,000万なんです、どこにどのような薬品が使われていますか。

それと、住宅管理修繕事業なんです、5,200万円、毎年実績なんですけれども、これというのはどういうところで5,200万も毎回使っているのかどうか、どういう修繕をしているのか、ちょっと説明をお願いしたいと思えます。

取りあえず以上お願いします。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

債務負担行為で城里町PR動画放映の件でのご質問です。

本事業につきましては、当町に移住する可能性の高い県央及び県北の住民への移住促進事業といたしまして、映画館で上映される本編前、広告枠を利用して城里町のPRをしているものでございます。

PR、今回の動画放映につきましては、令和8年3月から令和8年9月までの26週間を予定しております。この期間につきましては、学校の春休み、夏休み、そしてゴールデンウィークが含まれる期間を想定をしておるものでございます。

動画放映につきましては、現在、今年度も実施しておりますが、TOHOシネマの内原イオン、そしてファッションクルーズ、そして水戸駅南にありますCOMBOXの3映画館の全映画の全スクリーン上での放映をしているものでございます。

契約相手方につきましては、各映画館の放映広告枠を業務とする会社に契約をしております。

実績といたしましては、令和6年度ではございますが、3館の映画館の入場者数といたしまして70万人の入場者があったということでございます。

説明のほうは以上でございます。

○議長（三村孝信君） 町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） 2つ目、3つ目のご質問にお答えいたします。

まず、ごみ処理券の件なんですけれども、令和6年度からごみ処理券のほうの販売を開始しております。販売実績につきましては、令和6年度16束、1袋が10枚入りなんです、それが50組で1束となっておりますので、そちらを16束、販売店のほうに、店舗のほうに販売させていただいております。環境センターのほうで目視で確認しているところ、枝等に利用されている実績はあるということでございました。

続きまして、2つ目のご質問です。環境センターで使用する薬品についてということでしたが、こちらごみを焼却して発生したガスに含まれるダイオキシンですとか、塩化水素等の発生を抑制するための薬品、高反応消石灰等となります。詳細につきましては、品目が多いものですから、主立ったものをご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） それでは、住宅管理修繕事業の実績はということなので、令和6年度の実績を基に説明したいと思います。

令和6年度、まず管理委託業務というのに1,235万800円、そのほか管理修繕業務のほうに3,604万3,370円となっております。

管理修繕業務の内訳としては、緊急修繕業務、空き家修繕業務、あとは計画修繕業務で緑ヶ丘団地外壁改修となっております。

以上となります。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。それぞれ内容分かりました。

住宅管理修繕業務についてお伺いいたします。

この修繕業務は、空き家が主、それから計画修繕というのは分かりました。この件について住宅の移転に差しかかっている南団地の老朽化した住宅にまだ住んでいらっしゃる方がいらっしゃいます。そういう方たちは、もう移るんだから言っても直してくんねえよというようなことを言われて、もう困るんだったら修繕頼んでみたらどうですかと言うと、

いや、やってくんねえよというようなそういう反応も聞いたりとかとしているんですけども、移転するからもうやらないよというようなことはないんでしょうかね。やっぱり個人の住民感情としてもうどんどん移転するので、その今住んでいるところは壊すんだから、やんなくていいんだよというような、そういうような要望があってもやらないのか、どうなのか、声かけてもらえればしっかりと答えていただけるのか、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。

確かに、この空き家とか計画的修繕に入れているのは分かるんですけども、そういう個人の住宅の修繕になかなか行き届いていないというのに、その5,200万の実績はどうかなのかなというのがちょっと気がかりだったのでお聞きいたしました。お答えください。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 引っ越す住宅に関する修繕なんですけど、当然生活に直結するんですね、水道とか電気とか、当然そういうものの依頼があれば修繕はしています。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ、今困っていることであればトイレの問題でも台所の問題でも修繕してもらえると、言えば修繕してもらえるということでもいいんですね。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） はい、そうですね。そういうことになります。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。それともう一つ。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 動画の映画館の放映についてお聞きいたします。

今、3つの会社から契約しているということなんですけれども、利用者は70万人利用したというようなことはあると思うんですが、直接城里町に貢献しているというようなことが見えているのかどうか、移住するとか、それからあそこに住んでみたいとか、あの映画を見ての、PR動画を見て、直接城里町に来たいというような声は聞いたことはあるんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、契約関係につきましては、TOHOシネマ関係とユナイテッドシネマ、コンボックスのシネマの契約自体は2社ということでございます。劇場が3館で放映しているということでございます。

また、効果等につきましては、町民以外の方からも映画を見て、町の子育て支援のことをよく知ったとかそういうことを耳によくしております。

客観的な数字はございませんが、今後アンケート等を取ることも検討してまいりたいと思っております。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲美美子君） アンケートを取るという答弁をいただきました。非常にそこら辺のところを具体的に進めていってはどうなのかなというのを感じました。

ただ、一般的に、いや、城里町はお金があるんだねという、ちょっと嫌み半分の声も聞いたりなんかしているので、ちょっとそこら辺のところをやっぱいい結果、話ばかりではないというようなこともあることを知っていただきたいなと思っております。

ただ、やっぱり費用対効果としてアンケートを取るというようなことは非常にいいかと思えます。70万人の方に全部アンケートを取れと言っているわけではないんですけども、代表的にアンケートに協力してくれる人であればいいのかなと思えますけれども、これだけのお金がかけて町がどれだけ栄えるか、繁栄するのか、そこら辺のところを期待したいなとは思っていますが。

以上です。アンケートを進めてください。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第64号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 議案第64号 令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ20億7,394万2,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入についてご説明いたします。

5款財産収入、1項財産運用収入であります。既定額に175万8,000円を追加するものです。こちら基金積立金の利子を追加するでございます。

続きまして、歳出です。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費でございますが、財源の内訳を補正いたしまして、6款1項基金積立金に19万6,000円、8款諸支出金、3項繰出金に156万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、3ページから7ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書及び補正予算給与費明細書をご覧ください。

続きまして、9ページをご覧ください。

令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）につきましてご説明いたします。

第1条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ661万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,750万7,000円とするものでございます。

10ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入です。

1款診療収入、1項外来収入でございますが、既定額に661万8,000円を追加するものです。こちら外来収入の見込み増により追加するものでございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、財源の組替えを行うものでございます。続いて、歳出です。

1款総務費、1項施設管理費ですが、既定額に15万7,000円を追加するものです。こちら、診療支援システム手数料、こちら睡眠無呼吸症候群治療機のリース料を追加するものでございます。

2款1項医業費であります。既定額に646万1,000円を追加するものです。主に金属の高騰により歯科技工委託を追加するものでございます。

以上、令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、11ページから13ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書及び議案第64号説明資料、予算の概要をご覧ください。

以上、ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第64号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ここでも質問をしているんですけども、国民健康保険の積立金なんですが、積立金は幾らになっているのか。それから積立金を今度どのような運営に活用しようとしているのか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） それでは、ご質問についてお答えいたします。

まず、今回の補正予算175万8,000円につきましては、基金の運用から生じた収益でございます。利子でございます。

この使い方につきましては、その一部を特定健診事業へ充当させていただきまして、特別会計管内で財源を組み替えさせていただきます。その差額の一部を今回基金に積み立てさせていただくものでございます。

また、基金の今後の活用ということでございますが、いろいろ今後、緊急的な支払いとかいろんな保険給付金なども発生するかと思いますので、その辺も十分検討しながら、積

立金も精査いたしまして、積立てをしていくと考えてございますのでよろしく願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

緊急に活用したいとかというものには、そういうとき使えるということなんだろうと思うんですけども、一応予算としてはそういうものも含めた形で予算は、当初予算は出しているんですよね。それでもやっぱりこういうところにも緊急的なものというようなことを出していくということなんですか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 基金の、基金といいますか積立金を保有しているということでございますので、今後の使い方といたしましては、保険料の統一とか、今後そういうのも発生した場合に備えまして、積み立てさせていただいているところでございますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 最後にちょっとお聞きします。

国保の基金積立金は幾らになっていますか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 現在ですと、おおよそ9億7,000万円ほど保有しているところでございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 今回の提出されている補正予算の概要についてお伺いします。

まず、概要の中の歯科技工委託事業の中で、これ金属の高騰によるということなんですけれども、590万の補正出ていますよね。これ金属とかそういうものが上がると、この負担というのは患者さんなんじゃないですかね。これ例えば、診療所のほうで負担するということになると、患者さんが多くなれば多くなるほどマイナスになるということなんですけれども、これは患者さんの負担ではないのかな、課長。物が高くなったら。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） お答えいたします。

金の高騰により歯科医師がいろんな部品を頼んで患者さんに治療するということですので、その辺、技工委託のほうは診療所のほうで負担するということなんですけれども。

その歳入も増えるんですが、その分、収入も当然歯科技工に対する診療報酬も当然入ってくるということでございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 一時的に出しても、それ以上に入ってくるので、この部分は稼げるよということだよ。これあんまり出してばかりいて、ちょっと待ってよ。何だよ。これ出してばかりいて、入ってくるものが同じだったら、患者が増えれば増えるほどマイナスということになりますよね。ですから、その辺、上がった分は患者負担なるんじゃないかなというふうには感じているんですけども。

それから、特に沢山診療所、非常に3割ぐらいの患者さんも増えていると、3割増だということなので、増なら増でその分の余裕はあるんじゃないかなというふうには感じているんですけども、どうでしょうか、課長。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 委託で確かに出るんですが、その分、収入として上がるということでございますので。

○6番（加藤木 直君） それ以上にね。

○国保年金課長（富江一也君） はい。ご理解よろしく願いいたします。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

12番阿久津則男君。

○12番（阿久津則男君） ちなみに、今の590万というのは、これどのぐらいの半年分とかですか、それともまた来年予算入れるんですか、これは。それとも3月までの予算ですか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） これは今回の見込みで入れさせてもらっているところでございます。

○12番（阿久津則男君） 3月まで。

○国保年金課長（富江一也君） 3月まででございます。

○12番（阿久津則男君） じゃ、また来年、値上がりしたらその分上がって。

○国保年金課長（富江一也君） それは、金額計上させていただく予定でございます。

○12番（阿久津則男君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第65号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 議案第65号 令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

1ページをご覧願います。

第1条です。予算の総額に歳入歳出それぞれ401万2,000円を追加しまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,328万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額に401万2,000円を追加するものです。令和6年度茨城県後期高齢者医療保険料負担金の精算額の決定に伴いまして、茨城県後期高齢医療広域連合の保険料等負担金の納付に関する規則第6条の規定に基づき、保険料負担金を精算するため、追加するものです。

続きまして、歳出です。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金ですが、既定額に401万2,000円を追加するものです。令和6年度茨城県後期高齢者医療保険料負担金の精算額が決定し、茨城県後期高齢者医療広域連合へ保険料負担金を精算するため、追加するものでございます。

以上、令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、3ページから4ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書及び議案第65号説明資料、予算の概要をご覧ください。

ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第65号に対する質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第66号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第66号 令和7年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第2号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,391万円とするものです。

第2条、債務負担行為の設定を行うものであります。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

初めに、歳入についてご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に41万5,000円を追加するものです。介護給付費国庫負担金の増によるものです。

同じく2項国庫補助金であります。既定額に21万円を追加するものです。介護給付費

調整交付金及び介護保険事業費補助金の増によるものです。

4 款 1 項 支 払 基 金 交 付 金 で あ り ま す が 、 既 定 額 に 63 万 1,000 円 を 追 加 す る も の で す 。 介 護 給 付 費 支 払 基 金 交 付 金 の 増 に よ る も の で す 。

5 款 県 支 出 金 、 1 項 県 負 担 金 で あ り ま す が 、 既 定 額 に 34 万 5,000 円 を 追 加 す る も の で す 。 介 護 給 付 費 県 負 担 金 の 増 に よ る も の で す 。

6 款 財 産 収 入 、 1 項 財 産 運 用 収 入 で あ り ま す 。 既 定 額 に 11 万 9,000 円 を 追 加 す る も の で 、 基 金 積 立 金 の 利 子 の 増 に よ る も の で す 。

7 款 繰 入 金 、 1 項 他 会 計 繰 入 金 で あ り ま す が 、 既 定 額 に 35 万 6,000 円 を 追 加 す る も の で 、 介 護 給 付 費 繰 入 金 及 び 事 務 費 繰 入 金 の 増 に よ る も の で す 。

同 じ く 2 項 基 金 繰 入 金 で あ り ま す が 、 規 定 額 に 50 万 3,000 円 を 追 加 す る も の で 、 介 護 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金 の 増 に よ る も の で す 。

続 き ま し て 、 歳 出 で す 。

1 款 総 務 費 、 1 項 総 務 管 理 費 で あ り ま す が 、 既 定 額 に 12 万 1,000 円 を 追 加 す る も の で 、 令 和 7 年 度 税 制 改 正 に 伴 う 介 護 保 険 事 務 処 理 シ ス テ ム 改 修 の 委 託 料 の 増 に よ る も の で す 。

2 款 保 険 給 付 費 、 1 項 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費 で あ り ま す が 、 こ ち ら は 財 源 内 訳 の 補 正 と な り ま す 。

同 じ く 2 項 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費 で あ り ま す が 、 既 定 額 に 225 万 5,000 円 を 追 加 す る も の で 、 要 支 援 1 ・ 2 の 利 用 者 の 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 の 増 に よ る も の で す 。

同 じ く 5 項 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費 で あ り ま す が 、 既 定 額 に 8 万 4,000 円 を 追 加 す る も の で 、 要 支 援 の 認 定 を 受 け た 低 所 得 者 の 居 住 費 と 食 費 の 負 担 を 軽 減 す る た め の 給 付 費 の 増 に よ る も の で す 。

5 款 1 項 基 金 積 立 金 で あ り ま す が 、 既 定 額 に 11 万 9,000 円 を 追 加 す る も の で 、 基 金 積 立 金 の 利 子 の 増 に よ る も の で す 。

3 ペ ー ジ を ご 覧 願 い ま す 。

第 2 表 、 債 務 負 担 行 為 で あ り ま す 。 翌 年 度 以 降 に 支 出 す る こ と が 見 込 ま れ る 経 費 に つ い て 、 債 務 負 担 行 為 を 設 定 す る も の で 、 期 間 及 び 限 度 額 を 見 込 ん で 3 ペ ー ジ に お 示 し す る も の で す 。

以 上 、 議 案 第 66 号 令 和 7 年 度 城 里 町 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 保 険 事 業 勘 定 第 2 号 ） に つ き ま し て の 説 明 に な り ま す が 、 詳 細 に つ き ま し て は 、 4 ペ ー ジ か ら 10 ペ ー ジ の 事 項 別 明 細 書 、 給 与 費 明 細 書 を ご 覧 い た だ き た い と 存 じ ま す 。

ご 審 議 ぐ だ さ い ま す よ う 、 よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

○ 議 長 （ 三 村 孝 信 君 ） こ れ よ り 議 案 第 66 号 に 対 す る ご 質 問 を お 受 け い た し ま す 。

〔 「 進 行 」 と 呼 ぶ 者 あ り 〕

○ 議 長 （ 三 村 孝 信 君 ） 次 に 、 議 案 第 67 号 を 議 題 と い た し ま す 。

執 行 部 よ り 説 明 を 求 め ま す 。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 議案第67号 令和7年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則で、第2条からご説明いたします。

第2条、債務負担行為の補正になります。浄水場水道水処理薬品購入経費の限度額900万円を追加するものです。

2ページ以降は調書になります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第67号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第68号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 議案第68号 令和7年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則になります。

第2条からご説明いたします。第2条、令和7年度城里町下水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の既決予定額に、それぞれ3,124万9,000円を追加し、予定額を10億8,385万8,000円とするものです。

収入につきましては、1款下水道事業収益、第1項営業収益2,950万円と第2項営業外収益174万9,000円を追加するもので、茨城県の受託工事負担金や一般会計補助金を見込んだものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用、第1項営業費用3,124万9,000円を追加するものです。こちらは茨城県の受託工事及び上入野地区農業集落排水を公共下水道へ統合するに際し、システムの改修費用を見込むものになります。

続きまして、第3条、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の既決予定額にそれぞれ364万円を追加し、資本的収入の予定額を4億4,763万9,000円とし、資本的支出の予定額を7億4,080万1,000円とするものです。マンホールポンプの交換工事及びかつら水処理センター給水ユニット交換工事を見込んでおり、その歳入に一般会計出資金を見込んだものです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第4条になります。債務負担行為の補正で、かつら水処理センター水質検査委託業務、限度額300万円を追加するものになります。

詳細につきましては、4ページ以降の補正予算実施計画明細書、予算の概要をご覧くださいと存じます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第68号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第69号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第69号の概要についてご説明いたします。

議案第69号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。令和8年3月23日をもって任期満了となることに伴い、識見を有する者のうちから選任される監査委員として、引き続き城里町大字阿波山1020番地の1、五十嵐由美子さんを選任いたしたく地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上、議案第69号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第69号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第70号から議案第75号までの6件を一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第70号から議案第75号の概要について、一括でご説明いたします。

議案第70号から議案第75号 城里町政治倫理審査委員会の選任につき同意を求めることについてであります。令和7年12月19日をもって任期満了となることから、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第70号 松村 孝さん、議案第71号 ト部徳也さん、議案第72号 田上 勤さん、議案第73号 高堀義美さん、議案第74号 岡崎一美さん、議案第75号 鯉渕和己さん。それぞれ地方自治の本旨に造詣が深く、かつ専門的な知識を有しております。また、性格は温厚にして人望に厚く、人格、識見ともに適任であります。

以上、議案第70号から議案第75号の概要について一括でご説明いたしました。

詳細については、議案第70号から議案第75号をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第70号から議案第75号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 71号から75号までは町内の方だと思うんですが、70号の方は、これつくば市なんですよ。特に町内でなくてもこういう政治倫理審査委員会というのは選任できるということなんですか。単純な疑問でお聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第70号の松村 孝さんについては、茨城県在住でありまして、弁護士であり、法律等にも詳しいことから選任しているものでございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 弁護士と兼任ということなんですね、じゃ。弁護士を入れなくちゃならないということなんですか、それとも。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） あくまでも識見に富む方を選任しているということでございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということは、県内でなければならないとか、そういうことじゃなくて、県外でも大丈夫ということも含まれているということですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 居住地について明記しているものではございませんが、事務の執行上、やはりある程度、最低でも県内に在住していないことには、事務のほうに対応できないと考えておりますので、適正だと考えております。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第76号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 議案第76号 城里町教育委員会の任命につき同意を求めることについて、ご説明させていただきます。

田口優子委員の辞職に伴い、城里町大字石塚808番地の47、山口麻衣子さんを委員に選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期であります。議会の同意を得られた日から、令和8年4月22日となります。

山口麻衣子さんは、性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であり、本町教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信しまして、ご提案するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第76号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 山口さんの簡単な経歴教えてください。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 生年月日が昭和56年4月15日、44歳でございます。お子様が5人おられます。平成28年4月から本町で新規就農ということで、農業に取り組んでございます。令和6年4月からは、JA水戸の理事も務めてございます。過去には、みどりこども園並びに石塚小学校のPTAで活躍をなされておりました。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、発議第9号についてですが、本会議に上程される予定でございます。

次に、定例会に上程されます報告について執行部より説明を求めます。

質問は最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いいたします。

それでは、報告第39号の説明を求めます。

町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） 報告第39号 城里町犯罪被害者等支援条例施行規則の制定についてご説明申し上げます。

本規則につきましては、議案第58号にある城里町犯罪被害者等支援条例の施行に伴い、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、経済的な負担軽減を図るための見舞金を支給するために制定するものでございます。

以上、報告第39号 城里町犯罪被害者等支援条例施行規則の制定についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、報告第39号をご覧いただきたいと思います。ご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第40号の説明を求めます。

農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 報告第40号 城里町農産物直売に関する農業者育成事業補助金交付要綱の制定についてであります。町内の直売所に農産物を出荷している農業者を支援することにより、直売所への出荷を促進し、地産地消の取組を強化するために制定するものでございます。

詳細については、ご覧の用紙をご確認いただき、よろしくお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第41号の説明を求めます。

都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 報告第41号についてご説明申し上げます。

報告第41号 和解について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告します。

専決第4号 専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解について下記のとおり専決処分する。

1、件名。町営団地つり戸棚落下事故に係る和解。

3、事故の概要。令和6年12月27日、町営団地の玄関に設置されたつり戸棚が落下し、相手方が頭部の打撲及び頸椎捻挫の傷害を負う事故が発生した。現地で、施工業者立会いのもと、つり戸棚の取り付け状況を確認したところ、施工業者が施工の瑕疵を認め、賠償責任を負い、相手方に損害賠償金が支払われた。

なお、町と施工業者とは連帯責任となるが、施工業者が相手方に損害賠償を行っているため、町が負担する債務はない。

4、和解条件。城里町は、相手方に対し、令和6年12月27日、乙が所有する町営団地の一室内のつり戸棚の設置に係る瑕疵により、頭部打撲及び頸椎捻挫の障害を負わせたことを認める。

（2）城里町は、相手方に対し、本件事故について謝罪する。

（3）相手方は、施工業者から、本件事故による損害賠償金11万1,620円の支払いを受けたことにより、城里町の支払い義務がないことを認める。

（4）相手方と、城里町は、和解書に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

以上、報告41号について説明申し上げました。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第42号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 報告第42号 令和7年度城里町行政評価報告書についてでございます。

令和7年度の評価結果の概要について、ご説明させていただきます。

令和7年度の事業評価に関しまして、昨年度同数の135事業を評価いたしました。

事業の方向性についてですが、拡充、方向改善による継続とされたものが132事業、縮小して継続が1事業という評価になってございます。

こちらの縮小して継続とされた事業については、都市交流事業に関する事業評価でございまして、事業参加の意義、効果などを検証して、事業の再確認という評価がなされたも

のでございます。

また、廃止・他事業との統合検討が2事業となっております。こちらの事業につきましては、1つは下水道事業に関するもので、公共下水道と農業集落排水事業の統合が進められているもの、もう一つにつきましては、多子世帯保育料軽減事業でございます。当町ではゼロ歳児から全世帯が保育料無償化されたことに伴い、事業廃止の評価となったものでございます。

予算の方向性につきましては、拡充して継続する事業については、予算も拡充する方向への効果が評価されている結果となっておりますが、必ずしも事業の内容や啓発によって事業が進められるというものについては、予算の現状維持という事業もございます。

続きまして、5ページになりますが、施策の評価に関しましては、全体で総合計画で施策とされている31施策になります。こちらの評価結果につきましては、24の施策、約8割弱の施策がおおむね目標達成されたという結果になりました。

今後につきましては、この評価が形式的な評価にならないよう、留意いたしまして、事業の課題、施策の目的の達成の優先度合を考慮いたしまして、令和8年度の予算等に反映していきたいと思っております。

個別の事業評価の詳細につきましては、11ページからになります。こちらの令和6年度に実施した事業評価のまとめをご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

以上、報告第42号についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（三村孝信君） これより報告に対する質問をお受けいたしますが、質問は初めに報告番号を言ってから、簡潔にお願いいたします。長くなる場合は、直接担当課へお願いいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告41号についてお聞きいたします。

まず、これ専決処分ということなのですが、何で専決処分は議案出ないんでしょうか。そのところをお聞きいたします。

それから、あと町は施工業者にどのような指導を行ったのでしょうか。

あと、町民が打撲頸椎捻挫を起こしていることにこれまでの施設箇所総点検確認はすべきだったのではないのでしょうか、していますか。

それから、もう一つ4番目で、城里町は債務、債権、権限、債務がないといえど、町が委託して請け負わせた責任もあるんだと思うんです。業者が賠償金を払ったから町は何も出さなくてもいいというのでは、無責任になるのではないだろうかということでお聞きいたします。

あと、最終確認は町が行っているのでしょうかということなのですが、場所が町内団地ということ、町営団地ということではっきりしていないんですけれども、これは新しくできた町営住宅として見て、認識してよろしいのでしょうか。それとも古い町営団地のこと

为什么呢。町営団地に対してもいろいろあるんで、ちょっとそのところを一つ一つ丁寧に答えてください。お願いいたします。

○議長（三村孝信君） 藤咲議員に申し上げますが、議案として出ないのは、議会から100万以下の損害賠償については、迅速に対応するというので議案を出さないと、議会のほうからも提案していますので、それは取り下げていただければと思います。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ごめんなさい、勘違い、すみません。

○議長（三村孝信君） そのほかについては、担当は。

都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 藤咲議員の質問にお答えします。

まず、問2と問3が一緒になるので、一緒にお答えします。

施工した全部の住戸のつり戸棚の取り付け状況を再確認し、安全点検を行うよう業者に指示しております。

4番の城里町は債権債務がないということなんですが、施工業者が相手方に損害賠償を行っているため、町が負担する債務はありません。しかし、町と施工業者は連帯責任となっており、物件の管理者として謝罪し、相手との話し合いにより和解書での和解をしております。

あとこの団地は、新しい団地となっております。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 新しい団地とお聞きしました。これ新しい団地でこういうことがあったということは、ねじの欠損ですか。それとも、何かどういう不具合だったんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 現場でつり戸棚の取り付け状況を確認するために、壁の石膏ボードを開口したところ、取り付け用の下地は入っていますが、取り付けビスが下地からずれていて、石膏ボードにしか止まっていないビスもあり、下地に止まっているビスも長さが短く、強度不足が原因でありました。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） その強度不足ということに対して、ほかの今新しくできた町営住宅、町営団地の中で心配はありませんか。全部点検したんでしょうか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 先ほども説明したとおり、施工した全部の住戸のつり戸棚の取り付け状況を再確認し、安全点検を行っております。

○8番（藤咲芙美子君） そうなんですか。分かりました。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

ただ、新しい住宅でこういうことはあってはならないと思うんですよ。欠陥工事になっちゃうんですが、これ頭部打撲したということで、頸椎捻挫もしたというような相手に損傷を与えて、たった11万で払ったからそれで終わりというようなことではないんじゃないかなと私は思うんですね。ここのところ、もう少し町の責任、それから施工業者は平謝りに謝ったんだと思いますけれども、町の責任としてどのように感じていますか。そこら辺のところをお聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） まず、施工業者は平謝りということですが、今回その施工は常北建設が施工したところだったんですが、本当にですね、誠意を持って謝罪をされているので、平謝りではなくて、誠意を持って謝罪をされているので、平謝りではなくて本当に誠意を持って常北建設さんも対応したというふうに認識しております。

私のほうも、この落下事事故態はもう1年以上前に起こってしまっていて、起こった直後にすぐ私のほうもその住戸に訪れまして謝罪をしたというところでございます。

その後、お互い書面で和解に至るのに、治療中はなかなか和解書とか結びにくい点もあって、ちょっと時間がたって、本人もある程度治ってから和解に至ったわけなんですけど、今後このような事故がないようにしっかりと施工監理、町としても取り組んでいきたいというふうに思っています。

つり戸棚については、先ほど課長も言いましたけれども、本来下地のところにビスが入っていればぐっと締まって落ちないんですけども、下地が入っていないところにビスを打ちちゃったんですかすかだったんですね。ビスを打つ場所を間違えちゃってすかすかだったんで、支持力がなくてぼとっと落ちてしまったわけなんですけど、既にやったところについて、ちゃんと下地に入っているかどうか再点検をして、さらに新しいものについては、金物、単にビスで止めるだけじゃなくて、L字の金物でつり戸棚を支えるような設計で、外から見て、ちゃんと金物で支えているのが、見えないビスで支えているとちゃんとそのビスの下に下地が入っているかどうか見えないところがあるので、ちゃんと見える金物で今度支えるように今はなっていたり、そもそもあと今後についてはつり戸棚が上にあると危ないから、設計でつり戸棚がない設計にしたり、いろんな方法で同様のつり戸棚の施工ミスによる落下という事故が起こらないようにしていきたいなというふうに思っています。

昔に比べて熟練した職人が多分世の中全体で減ってきていることでそういったミスも起こるのかもしれませんが、言い訳をしないで同じような事故が起こらないように設計上の対応等も含めて着実に整備していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。大丈夫です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 関連でちょっと。今の町長、町としての責任はどう感じていますか。これ単に説明聞くと、町の責任なども重大だと思うんですよ、これ。要するに設計書の設計を立てた、依頼した設計屋のミスですよ、これ。そこにすり戸棚がつくというときに、その施工のやり方は。町長、責任かかりますよ、これ。あなたが設計を依頼してやっているやつだから。業者じゃないですよ、これ。設計ミスです、はっきり言って。町長、町長の責任も打ち出してほしいね、こういう事故が起きたとする。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 住民の方におけがをさせてしまったということで痛恨の極みであり、責任を深く感じておるところでございます。ご本人には謝罪もして、今回和解に至っているわけでございますので、今後同じような事故を起こさないような住宅を造り込んでいくことが一番の責任というふうに考えておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長の責任も明確にしてくださいよ。これやっぱり町が家主である以上は、責任を取んなきゃ駄目だよ、町長。そういう設計をやらせたということは。ねじが止まんねえとか、その全体をねじ止まるように設計していないというのが設計ミスですよ。町長、責任取ってください、何か。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） いや、設計ミスではなくて、ちゃんとほかの前のやつとかは同じ設計でもちゃんとすり戸棚は落ちていなくて、職人さんに言わせると、ちゃんと下地にビスが入ったか、下地じゃないところに打ちちゃって、直接石膏ボードに行ったかは感触で分かるそうなんですよね。ちゃんと下地に感触でぐぐっと、その下地に入ってしまったとか、これは下地じゃないところに行っちゃって、空振りして石膏ボードに行ったというのは、その施工した大工さんは通常感触で分かるはずで、実際それでちゃんとほかのすり戸棚は落ちていないんですが、その場所をやった方は下地に入っていないという感触は恐らくあったはずなんですけど、見えないものですから、見えないのでそのままにしまったということで、本当に許されざる事故が起こったことについては住民の方にも謝罪をして、しっかりと誠意を持って対応してきたところです。

繰り返しになりますが、目視できない、今後は金物等で支えて、職人の感触ではなくて、外から見て金物で支えているというのが分かるような設計に替えているところがございます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） その職人を頼んだのは町でしょう、これ、要は。設計やったの

も町。家主も町。そういう止め方が職人なら分かるなんて、職人の問題じゃないよ。そういう設計をしたのが、どこでも止まるような設計をしていないのが、やっぱり設計上のミスで、それを言いたいよ。どこ止めても止まるような設計をしておかないのが責任重大なんですよ、町長の。それが見つからなかったからなんて職人の責任じゃないよ、これは。どこに止めても止まるような仕掛けにしておかないのが責任なんだと、それを言いたい。

○議長（三村孝信君） よろしいですか。

○14番（小坏 孝君） はい。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 報告第40号なんですけれども、2点ほどよろしいですか。

補助金の申請なんですけれども、これ交付申請してからいろんな書類があって、これ農家の方が本当に実績報告までできるのかどうかというのがちょっと不安なんですよ。

それともう一点なんですけれども、それが1点ね。もう一点は、第8条に概算払いというのがあるんだけど、今回のこの補助金の出し方からして、概算払いの第8条の部分というのは必要なんですか。概算払いをする場合には、例えばどういう場合にこの概算払いをするのかという。何かこれがないと不具合な部分があるんでしょうから、概算払いをするタイミングというのはどういう場合にするのか、教えていただきたいと思います、この2点。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 加藤木議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、申請のほうなんですけど、各農家さん一人一人ですと大変でございますので、各道の駅3か所ございますので、道の駅というか直売所ですね。道の駅かつら、物産センター山桜、ホロルの湯と、この3か所から申請をいただくのですが、各直売所でまとめていただいて、そこから申請となりますので、農家さんの負担はほぼないかなと思われま。

また、概算払いなんですけど、支払うときに金額がまだ初めてです。昨年度の売上げの予測でございますけれども、金額が結構上がる場合にお金が大変なので、そういう場合に概算払いしていただいて、最後に精算というところでなっております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 概算払いの必要性はありますか。あるんですか、これ。町長、お願いします。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の補助金については、農家の事務負担は一切なくて、売上げデータを道の駅かつらとか山桜とかホロルの湯で持っていますので、ホロルの湯、その3者が代表してまとめて補助金を申請して、そして農家に毎月支払いがありますから、そ

れにまとめて、後で乗っけてまとめて5%分を農家の方にお支払いするというので、農家の方には全然負担がなくて、恐らく4月に半年分の売上げの5%がボーナスみたいな感じでどんと入金されるという仕組みになっております。

3者とも手元資金が十分にありますんで、概算払いがなくても手元資金で農家にお支払いして、その後、町から補助金をもらえば済むことなので、概算払い、要らないといえは要らないんですが、通常、これ行政の補助金申請のときには、城里町の観光協会とかいろんな外郭団体がありますけれども、予想概算で行政から補助金をもらって、それでいろんな支払いをやって、最後足らなくなった部分を精算払いで最後精算するというやり方をほかの事業でもやっているんで、通常の手続ということで条例に載っておりますが、手元資金でできてしまうから、各第三セクターとも概算払いの請求はしないで、事務も面倒くさいので一発で精算、補助金出して、精算でお金のやり取りをするような形に実際にはなるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） やり方はそういうふうだろうとは私も思っていたけれども、この中身とそのやり方というのは違いますよね。これあくまでも生産者個人個人に対してのあれじゃない。それとも全部全て代理して、代理で直売所がやるというふうに載ってましたか。ちょっと全部見ていないんですけども。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） この補助金の仕組み自体が取りまとめをする第三セクターに対する補助金という立てつけになっているんで、個々の農家は一切申請書は出さなくていい仕組みになっています。道の駅かつらがその生産者に対して5%を戻したことに對して町が道の駅に補助をするということで、農家は全然その事務がない仕組みになっております。農家は4月あたりに半年分の5%を受け取るだけという。あとは道の駅から通知書が来て、半年であなたはこれだけ売上げがあったので、5%はまとめて何月何日にお支払いしましたという、お知らせがあるだけなので、基本的に農家には負担がなくなっております。

○6番（加藤木 直君） それは分かっている。

○町長（上遠野 修君） 実務上も、例規上もそういう例規になっていて、農家が書類を出さなくていいというようなルールになっています。

○6番（加藤木 直君） 書いてあるのね。

○町長（上遠野 修君） はい、そういうふうなルールになっています。あくまで申請者は第三セクター、直売所が申請者となるという制度になっています。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうすると、この実績報告書も全て個人じゃなくて直売所が全て町に対して出すと……

○町長（上遠野 修君） そうです。

- 6番（加藤木 直君） いうことになっているのね。
- 町長（上遠野 修君） はい。
- 6番（加藤木 直君） そういう文言が入っていますね。
- 町長（上遠野 修君） はい。
- 6番（加藤木 直君） はい、オーケーです。
- 議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三村孝信君） 以上で報告を終了いたします。
-

閉 会

- 議長（三村孝信君） 本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る12月2日火曜日午前10時をもって令和7年第4回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには控室にお集まりいただきますよう、よろしく願いをいたします。

なお、議員の皆様にお伝えいたしますが、この後、食事をした後、1時15分から茨城新聞等の説明を受けますので、委員会室のほうへご参集いただければと思います。

以上をもちまして全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 0時13分閉会